

令和8年度 下水道排水設備工事 責任技術者資格認定共通試験の手引き

責任技術者資格認定共通試験を受験する皆さんへ

下水道排水設備工事の指定工事店制度については、県内に営業所を置けば、当該県内の複数の市町において登録し、営業することができることになっています。

このようなことから、指定工事店間の技術水準の平準化を図るため、指定工事店の排水設備工事責任技術者については、香川県下水道協会（事務局：高松市都市整備局下水道部下水道経営課内、以下「県協会」という。）が実施主体となり、県下共通試験を実施しています。

令和8年度の下水道排水設備工事責任技術者資格認定共通試験を以下の要領で実施しますので、下水道排水設備工事責任技術者として登録を受けようとする方は、必ず受験してください。

※ 本試験の実施に当たり、申込書等に記載された個人情報については適切に扱うとともに、本試験に関すること以外では使用いたしません。

1 試験の概要

- 【試験日時】 令和8年10月29日（木） 14：30～16：30（120分）
（受付・・・13：45～14：15 （14：15 までに着席してください）
- 【試験会場】 サンメッセ香川 大会議室 （高松市林町 2217 番地1）
- 【試験内容】 筆記試験（マークシート方式）
出題範囲・・・下水道法令及び「下水道排水設備指針と解説（日本下水道協会発行）」の項目
配点・・・100 点満点（法令：30点、技術70点）
- 【合格ライン】 総得点70 点以上かつ、下水道法令・技術の各区分の得点率が50%以上
前回（7年度）の合格率・・・受験者65名、合格者24名、合格率36.9%
- 【受験手数料】 8,000円（試験費用・受験対策講座受講費用、テキスト代を含む。）
6,000円（試験費用・受験対策講座受講費用を含む。）
※テキストは、公益社団法人日本下水道協会平成29年3月発行（令和6年7月一部修正）の「排水設備 工事責任技術者講習用テキスト」です。
- 【合格発表】 令和8年11月下旬に郵送により合否を通知します。
- 【当日持参物】 受験票、鉛筆（HB以上）、消しゴム、電卓

2 受験資格について

試験の受験資格は、次のいずれかに該当する方です。

※実務経験年数は、受験申込日を基準とします。

- 1 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)による高等学校又は旧中学校令(昭和 18 年勅令第 36 号)による中等学校以上の学校(以下「高等学校」という。)の土木工学科(土木科、農業土木科、農業工学科、建築科、建築工学科、設備工学科、衛生工学科を含む。)又はこれに相当する課程を修了した方
- 2 高等学校を卒業した方で、排水設備工事又は排水設備工事以外の下水道工事あるいは水道工事(以下「排水設備工事等」という。)の設計又は施工に関し、1 年以上の実務経験を有する方
- 3 排水設備工事等の設計又は施工に関し 2 年以上の実務経験を有する方
- 4 前 3 号に掲げる方に準ずる者として、次のいずれかに該当する方
 - ① 学校教育法による専修学校又は各種学校において、土木又はこれに該当する課程を修了した方、又は職業能力開発促進法(昭和 44 年法律第 64 号)による公共職業能力開発施設において配管科を終了した方
 - ② 高等学校を卒業した方で、農(漁)業集落排水施設、コミュニティプラント、合併処理浄化槽等(以下「農業集落排水施設等」という。)の工事の設計又は施工に関し、1 年以上の実務経験を有する方
 - ③ 農業集落排水施設等の工事の設計又は施工に関し、2 年以上の実務経験を有する方
- 5 前各号に掲げる方に準ずる方として、香川県下水道協会会長が認める方
《ただし、1 から 5 の受験資格を満たす方であっても、次に該当する方は、受験できません。》
 - ・破産者手続開始の決定を受けて復権を得ない方
 - ・不正行為等によって試験合格を、又は条例に違反して責任技術者としての登録を取り消され、2 年を経過していない方
 - ・精神の機能の障害により責任技術者の職務を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適正に行うことができない方

3 試験の申込手続

【申込期間】 令和 8 年 8 月 3 日(月) 午前 9 時～8 月 3 1 日(月) 午後 5 時(必着)

※土曜日、日曜日及び祝日を除く。

【申込方法】 下記の提出書類を持参又は郵送

持参の場合	県内の市役所、町役場の下水道担当課(ただし、三豊市では受付できません。) 午前 9 時から午後 5 時までの間にお願いします。
郵送の場合	提出物を全て同封して、封筒の表に「責任技術者試験」と朱書きし、 一般書留郵便又は簡易書留郵便で下記へ郵送してください。 〈郵送先〉 〒760-0017 香川県高松市番町一丁目 8 番 1 5 号 高松市下水道経営課内 香川県下水道協会事務局 宛 ※遅配、誤配など郵便事故に関する責任は負いかねますので、御了承ください。

【提出書類】

① 受験申込書	所定の用紙に記入してください。
② 受験票	所定の用紙に記入してください。
③ 写真2枚	縦4cm×横3cm、上半身脱帽で申込日前3か月以内に撮影されたもの。 ※「受験申込書」と「受験票」にそれぞれ貼付してください。
④ 受験手数料 振込金受領証	「受験申込書」裏面に貼付してください。コピー可。
⑤ 誓約書	必ず本人が署名してください。
⑥ 現住所を確認 できる書類	下記ア、イ、ウのいずれか1点 ア 運転免許証のコピー イ マイナンバーカード（表面）のコピー ウ 住民票の写し（コピーは不可、3か月以内に発行のもの、マイナンバーが記載されていないもの。本籍・続柄は不要。）
⑦ 受験資格を有 することを証 明する書類等	ア 受験資格1又は4①に該当する方 卒業証明書（写し可） ※申込書の実務経験証明欄の証明は不要 イ 受験資格2又は4②に該当する方 卒業証明書（写し可） 経歴書（所定の用紙） ※申込書の実務経験証明欄の証明が必要 ウ 受験資格3又は4③に該当する方 経歴書（所定の用紙） ※申込書の実務経験証明欄の証明が必要 ※受験資格を満たす工事経歴について、現勤務先および旧勤務先の工事経歴がある場合は、それぞれの勤務先の代表者による証明が必要です。ただし、旧勤務先の代表者による証明を受けることができない場合は、現勤務先の代表者が旧勤務先の工事経歴を含めて証明する必要があります。

【受験手数料の振込】

受験対策講座用テキストが不要の方	6,000円
受験対策講座用テキストが必要な方	8,000円

振込先	百十四銀行 高松市役所支店 普通預金 0450474 香川県下水道協会 会長 高松市長 大西 秀人
振込方法	A T M機又は金融機関備付けの振込用紙を御利用ください。 <u>振込手数料は、御負担くださいますようお願いいたします。</u> <u>振込人名義は、受験者名（フルネーム）の後に会社名を記入してください。</u> <u>（やむを得ず会社名で払い込む場合も、必ず受験者名を併記してください。）</u>

※受験手数料を納付していても、申込期間内に申込書の提出がなかった場合は受験できませんのでご注意ください。なお、申込書受理後は、死亡した場合を除き、原則、受験手数料の返金はありません。

【申込後から受験まで】

申込期間終了後、県協会から受験申込者に対し、受験票、受験対策通信講座用資料、テキスト（受験手数料8,000円を支払われた方のみ）をお送りします。受験対策通信講座（一般社団法人下水道事業支援センターへ委託）は、令和8年9月中旬～10月中旬に予定しています。講座の受講は義務付けではありませんが、講師より練習問題の添削を受け、受験の要点をつかむための講座ですので、受講をお勧めします。

4 合格者の取り扱いについて

試験の合格者に対しては、県協会から合格の通知とともに「合格証」を交付します。

ただし、合格通知後であっても、次のことが判明したときは、合格を取り消すことがあります。

- ① 受験資格がないことが判明したとき。
- ② 不正行為等により試験に合格したことが判明したとき。

5 責任技術者の登録について

1 登録の申請

試験の合格者は、下水道の供用を開始している**香川県内のいずれか1つの市町**に、責任技術者としての登録をすることができます。この登録申請は、あらかじめ定められた期間内に合格証を提示して行い、登録を行った方には当該市町から「責任技術者証」が交付されます。登録申請が期間内に行われなときは、登録の権利を失うことになりますので注意してください。

2 責任技術者証の有効期間

令和8年度登録者の有効期間は、市町が定めた日から**令和10年3月31日**までの間です。

6 問合わせ先

各市町の下水道担当課又は香川県下水道協会

香川県下水道協会事務局

〒760-8571 高松市番町一丁目8番15号（高松市下水道経営課内）

電話 087-839-2765 FAX 087-839-2776

《参考図書□》公益社団法人日本下水道協会から

「(図168：ID) 排水設備工事責任技術者試験標準問題集」
2,090円（税込）」が発行されています。

購入を希望される方は、下記にお問い合わせください。

◆1冊 2,090円（消費税込み）

〒101-0054 東京都千代田区神田錦町1-2

シビルBooks（東京官書普及株式会社）通信販売課

TEL：03-3292-3701